

会議要旨

会議の名称	長生郡市広域市町村圏組合水道審議会（第2回）
開催日時	令和8年3月30日 午後1時55分から午後4時まで
開催場所	長生郡市広域市町村圏組合 事務局 管理棟 2階第一研修室 茂原市下永吉2101番地
出席者	出席委員（名簿順） 蜂巣委員・御園生委員・鈴木委員・ 松本委員・長尾委員・今関委員・ 芝崎委員・朝生委員・柴崎委員（委員10名中9名出席） 長生郡市広域市町村圏組合の出席者 （長生郡市広域市町村圏組合 水道部） 白井部長・大和久次長・山本管理課長補佐・河野管理課職員・ 行方管理課職員 水道料金改定計画等支援業務受託事業者 3名
会議の公開・ 非公開の別	公開
非公開の場合 の理由	—
傍聴人の数	0人
会議の概要	議題について （1） 将来の料金改定率の見込みについて（修正案） ● 配布資料「料金改定に係る第2回水道審議会 資料」を用いて、 長生郡市広域市町村圏組合水道部（以下「長生広域」という。） から説明する。

- 協議の概要は以下のとおり。

(蜂巢会長)

前回の審議会で示された平均改定率 33%では需要者の生活に与える影響が大きいとのご指摘を踏まえて、改定率を再度検討いただいた。

再検討の結果、28%まで改定率を引き下げたが、今回の水道料金の改定に先立ち、令和8年度から市町村の負担が増加することであり、また、独立採算制を基本とする水道事業で、負担金の依存度が高い現状は好ましくないことから、管路更新を遅らせて事業量を下げたものと理解した。

これにより、需要者の負担は減少したが、改定率 33%の時よりも管路の更新ペースは下がるため、逆に将来世代へ負担を転嫁する結果となる可能性もある。

また、高齢化の影響で全国的に管工事業者の数が減ってきている事情もあり、将来、管路工事の予算を確保できたとしても、そのころには対応できる管工事業者がいなくなる懸念もある。

このように、水道料金の水準を下げて管路更新を先延ばしにしても、かえって将来の需要者の生活に影響が出るなどの影響を考えながら、バランス感覚の下に、皆様に料金改定率のご検討いただければと思う。

(山本課長補佐)

配布資料「管路の老朽化による漏水事故等の事例」にもあるように、全国で漏水事故が多発している。

長生広域での事例を同資料3ページに記載しているが、長生広域管内でも、管路の老朽化が進んでいる。

これらの管路で漏水が発生すると、大規模な断水も懸念されるため、長生広域としては、28%の増額改定により段階的に引き上

げることとした管路の更新ペースをこれ以上抑制できないと考えている。

(蜂巢会長)

長生広域管内における漏水等の発生状況はどのような状況か。

(山本課長補佐)

長生広域管内での漏水事故は、一年間当たり 400～500 件程度発生しており、傾向としては、塩化ビニル管からの漏水が多く発生している。

現在は、塩化ビニル管の更新を優先的に実施しているが、それでも漏水事故の発生件数が減少しない状況である。

(鈴木委員)

配布資料「料金改定に係る第 2 回水道審議会 資料」5 ページのグラフには「令和 9 年度に平均 28%の改定」、令和 13 年度にも大幅な料金改定予定という記載があるが、令和 9 年度と令和 13 年度の 2 段階で水道料金改定を実施する予定ということか。

(山本課長補佐)

令和 13 年度の改定率は、令和 13 年度以降の管路更新率を 1.0% まで増加させた場合の試算値を記載したものである。

これは今後、次の水道料金見直しに向けた水道審議会などでご審議いただく内容であると考えている。

(鈴木委員)

現状と比較して、将来は大幅な料金改定となるのか。

(山本課長補佐)

令和13年度以降の管路更新の事業量を増加させ、令和13年度の受水費の値上げを見込むと、委員のご指摘のとおりである。

(鈴木委員)

現在、物価高騰が続いており、直近の原油価格の高騰も踏まえると、今後も続く可能性が高い。

長生広域でも最終処分場の整備費が当初想定よりも増加しているため、現時点の事業量を抑制して将来に先送りすると、かえって将来世代の負担が増加する懸念もあるが、その点はどのように考えているか。

(山本課長補佐)

物価が上がり始めている今の段階で、多くの事業を実施したほうが良いものの、事業量を増加させるには水道料金の更なる改定が必要で、需要者の皆様のご負担を考えると、今回ご提示している28%よりも大きい改定率を設定するのは厳しい。

なお、将来は長生地域の人口が減少し、水需要も減少傾向が見込まれ、更新時の管口径を小さくできる可能性もあり、更新に必要な事業費を抑制する余地があると考えている。

また、料金改定による需要者の負担感と、管路更新で必要になる事業費のバランスを取りながら水道事業を持続する必要があると考えている。

(鈴木委員)

第1回審議会で示された改定率33%では管路更新延長が毎年12.7キロメートルであったところ、第2回審議会で示された改定率では令和8年度の管路更新延長が8キロメートルとなって

いる。

第1回の審議会で、現状の更新ペースでは、すべての管路の更新に200年以上かかると説明があった。

これは、今始めた管路更新を子や孫の世代まで続けていかないといけないということである。

そう考えると需要者の負担を抑制して更新事業を先送りするのはいかななものかとも思う。

(蜂巢会長)

理想的な改定率は33%だが、需要者の負担も踏まえた次善の策が28%だと理解している。

理想を目指すのか、あるいは現実的なところに落ち着くのか、が論点になると思われる。

将来の世代へ負担が先延ばしになれば、それはそれで需要者の負担となる上、インフレにより将来の事業費が高騰する可能性もあるので、両者をバランスして検討していかなければならない。

(今関委員)

千葉県営水道では令和8年度から18.6%の料金改定となるが、配布資料「料金改定に係る第2回水道審議会 資料」7ページのグラフは改定前と改定後、いずれの水道料金で記載されているのか。あるいは改定後はどの位置に来るのか、また、千葉県による、水道料金の減免制度等について、情報があればご共有いただきたい。

(山本課長補佐)

減免制度については、長生地域でも交付金を活用して6～7月検針分の基本料金を減免する方向性で検討している。なお、茂原

市や睦沢町は市町への交付金を活用するなどして、減免期間を延長する意向であると伺っている。

(大和久次長)

国の交付金は千葉県と市町村が対象となっている。長生広域の交付金は、千葉県が窓口となって、県営水道や市町村水道や一部事務組合の水道の料金減免できるように交付されるものである。

市町村に交付される交付金の使用用途は、市町村で検討されるものである。

茂原市や睦沢町は交付金を活用して水道料金を減免することだが、その他の例として地域振興券の配布等を実施する町村もあると伺っている。

(今関委員)

ご回答内容を反映すると、配布資料「料金改定に係る第2回水道審議会 資料」7ページのグラフは順位等が変わるのか。

(山本課長補佐)

グラフは令和6年度末時点の情報で作成しているため、今後の他の水道事業体の料金改定等を踏まえると順位等が変わってくるものと思われる。

(2) 料金体系の検討について

- 配布資料「料金改定に係る第2回水道審議会 資料」を用いて、長生広域水道部から説明する。
- 協議の概要は以下のとおり

(鈴木委員)

用途別料金体系から口径別料金体系への変更はいつから

か。

(山本課長補佐)

料金改定とともに、令和9年4月1日からを考えている。

(芝崎委員)

料金体系を変えると、収益がどの程度向上するか。

(山本課長補佐)

料金体系を変えること自体は収益性に影響を与えない。

(蜂巢会長)

用途別を口径別に変更するご説明が事務局からあった。

用途別は水道普及を目的とした体系であるため、口径別に変えることには異論はない。

逡増制についても、使用水量が小さい需要者に対して過度な値上げを回避できるため、有効である。

基本水量の廃止についても、事務局の説明のとおり廃止してよいものと思われる。

(芝崎委員)

市町村負担金4.6億円は何に充てているか。

(山本課長補佐)

水道事業の運営にあたり、水道料金収入では不足する分について、市町村負担金を充てている。

(芝崎委員)

企業債の償還に充てているわけではないということか。

(山本課長補佐)

お見込みのとおりであり、市町村負担金は、管路の更新に直接充てているものではない。

(芝崎委員)

管路の改修に対して、企業債を借り入れないのか。

(山本課長補佐)

現状では、長生広域の企業債残高が 100 億円以上となっている。

企業債は利息を含めて償還する必要があるので、将来世代の負担となる上に、経営の安定性にも影響を与える懸念がある。

(蜂巢会長)

金利が上がり続けている現状を踏まえると、企業債の過度な借り入れは経営に影響を与えるものと理解した。

(蜂巢会長)

全体を通して、改定率等に対してご意見はあるか。

(柴崎委員)

全体を通して、改定率を 28%まで下げてくださいというご努力には低頭するところである。

委員の皆様のご意見の中で、管路の更新率を 0.8%から下げるため、将来世代への負担が残るといったものもあったが、これは

4年間で徐々に以前の水準まで事業量を回復させるものであって、この見直しにより、将来世代の負担が急激に上昇するわけではないと思われる。

また、市町村負担金の追加も難しいとのご説明は理解するが、国から交付金を得たうえで、交付税措置を交渉材料として、市町村に負担金の繰り入れを交渉できないのか。

(蜂巢会長)

水道行政は令和6年度に厚生労働省から国土交通省に移管されており、これはインフラの更新が目的であったものの、国土交通省への移管により交付金充当率が向上したわけではないと聞いている。

また、水道事業は独立採算制を原則として水道料金収入で可能な限り事業運営していくことが求められているが、長生広域としてはどのようにお考えか。

(山本課長補佐)

柴崎委員からご意見のあった市町村に対する交付税措置の活用について、長生広域でも検討したものの、現状では、管路更新で交付税措置を活用できるのは、更新対象が導水管や口径の大きい配水管等（以下「基幹管路」という。）となっている。

長生広域で更新を進めているのは、漏水事故の多い塩化ビニル管等の比較的口径の小さい配水管であるため、交付税措置の要件を満たさないものである。

(柴崎委員)

水道行政が国土交通省に移管されたことや、昨年に発生した八

潮市の下水道損傷に起因する大規模陥没事故を踏まえて、令和 8 年度の地方財政措置の基準が見直されてはいないのか。

(山本課長補佐)

上下一体の部分は見直されたが、水道単独の部分は見直されていない。

(柴崎委員)

交付税措置についても調査された結果、うまく合致するメニューがなかったということであれば理解した。

(柴崎委員)

配布資料「料金改定に係る第 2 回水道審議会 資料」7 ページで、水道料金が最も高いのは鋸南町となっているが、第 1 回審議会資料では富津市が最も水道料金が最も高い市町村となっていた。なぜ異なっているのか。

(受託事業者)

かずさ水道広域連合企業団（以下「かずさ（企）」という。）は木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市の 4 市で構成されており、第 1 回審議会の資料ではかずさ（企）の水道料金を市別に分けて記載していた。

今回の配布資料では 4 市をまとめて記載したため、見かけの順位が変わったものである。

(柴崎委員)

令和 9 年度の改定率は 28%ということだが、令和 13 年度にも料金改定予定が示されており、これも合わせると令和 13 年度以

降は、現状と比較して大幅な料金改定になる。

その先の令和 13 年度における料金改定までは現時点で了承できない。

(山本課長補佐)

配布資料においては、長生広域が想定する管路の更新量を実施すると最大ここまで水道料金が上がるということをお見せするために資料を作成した経緯がある。

今回は、令和 9 年度の料金改定に向け、ご審議いただいているところであり、この審議会において、令和 13 年度の料金改定まで審議することは考えていない。

(蜂巢会長)

今回、管路更新の事業量を見直したことにより、令和 9 年度から 12 年度までの 4 年間で 9.4 キロメートルの管路更新を先送りにしたことになる。これは、水道料金の改定率を 5 ポイント抑制するために、1 か年分の事業量を先送りしたことを意味する。

この点、改定率と更新事業量の間には、かなり難しいバランスがあると考えている。

(今関委員)

水道事業は独立採算が原則であり、経費削減等については十分取り組まれているところと感じる。

その一方で、水道事業の統合・広域連携等の取組は検討されているか。

また、千葉市や市原市のような経営状況が良いところとの統合は難しいのか。なお、今回の改定率には、これまで数十年間、水道料金を据え置いてきた結果が反映されていると思われるので、

需要者が水道に対する関心を持てるような広報努力をした方が
良いと考える。

電気・ガス・水道は生命のライフラインであって、需要者は県
内 17 番目となっている現行の水道料金でも高いイメージを持っ
ているのが現状なので、広報努力を検討していただきたい。

(白井部長)

統合・広域連携等については、10 年前ほどから、山武市、山武
郡市広域水道企業団（以下「山武（企）」という。）、八匝水道企業
団（以下「八匝（企）」という。）と検討しているが、統合のメリ
ットについて検討している段階であり、実現に至っていない。

千葉市や市原市との統合についても検討は難しいのではない
かと考える。

(蜂巢会長)

経営状況が違くとメリットが見出すことが難しく、また地形的
な要因もあるため、広域連携してメリットが出る地域と出ない地
域がある。

広域連携の議論を始めても、数年単位でできるものではないこ
ともあり、10 年以上検討を継続しても、実現に至らない場合もあ
る。ただ、経営統合まで至らなくても、管理の一体化等の広域連
携は実施できる可能性があるため、情報交換等は継続して行い、
長期的に見て全体最適となるような仕組みの検討が重要だと考
える。

(大和久次長)

現在、統合を検討中である、山武（企）、八匝（企）とは、用水
供給事業者が同一である事情もあり、水質検査等を一体的に実施

して経費削減等に取り組んでいる。

ただし、市原市や千葉市等は県と各市が水道事業を行っているため、長生広域とは統合が難しい。

また、他では、都道府県が主体となって統合の検討を進めているところもあるが、千葉県においては、検討が進んでいない。

(柴崎委員)

受水費について、前回の審議会で用水供給事業が統合した結果、上がったとのご説明があったが、改めてご説明願えるか。

(白井部長)

受水費は、令和8年度の用水供給事業の統合に先立って、用供料金の算定方法を変えたため、令和7年度から増額となった。

(長尾委員)

一宮町では、近年、別荘や民泊利用が増加してきている。

例えば、別荘や民泊利用者を差別化して、水道料金を設定することはできないのか。

(大和久次長)

公共サービスでは、例えば、京都市のバス利用料金を市内の利用者と市外からの利用者で分けている設定例もあるが、水道料金については、公平性の観点から水道料金の差別化は難しい。

このことは、長生広域だけではなく各市町村も含めた行政全体として検討すべき内容である。

(芝崎委員)

公共下水道では閉栓すれば料金が発生しないのだが、水道でも

同様の状況か。

(山本課長補佐)

お見込みのとおりである。

(今関委員)

今後、料金が改定されるまでプロセスを教えてください。

(山本課長補佐)

水道審議会で諮問に対する答申をいただいたのち、水道部内で調整し、長生広域の議会にお諮りしたうえで、需要者への説明を実施する。

(鈴木委員)

100億円程度ある企業債残高を償還しつつ、管路更新を同時に実施していくためにも、ここで水道料金を改定して事業を進めていただきたいと思う。

(蜂巢会長)

これまでの議論を踏まえ、議題についてご同意いただけるかどうかを伺いたい。議題(2)で、口径別の料金体系に変えることについてはご異議ないか。

(一同異議なし)

(長尾委員)

漏水が問題になっているとのご説明があったが、一般の需要者は、漏水の発生状況がどの程度深刻なのかを理解していないと考

	<p>えられる。</p> <p>料金改定の広報の時に、今までの漏水修繕の履歴をマップなどで一覧にすると、危機感が伝わりやすいと思う。</p> <p>(白井部長)</p> <p>需要者への丁寧な広報のあり方について検討する。</p> <p>(蜂巢会長)</p> <p>水道料金の改定は、水道料金を負担する需要者の理解なくして進められるものではないため、経営努力や工事の進捗に関する広報を、幅広く、わかりやすく丁寧に引き続き行っていただくことが重要であるとする。</p> <p>午後 4 時 閉会</p>
--	--

(水道審議会 (第 2 回) 配付資料)

- 長生郡市広域市町村圏組合水道審議会 (第 2 回) 次第
- 長生郡市広域市町村圏組合水道審議会 (第 2 回) 出席者名簿
- 長生郡市広域市町村圏組合水道審議会 (第 2 回) 席次表
- 料金改定に係る第 2 回水道審議会 資料
- 料金改定に係る第 2 回水道審議会 (補足資料)
- 管路の老朽化による漏水事故等の事例
- 料金改定に係る第 2 回水道審議会 (財政シミュレーション)